

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の申請主体の名称

兵庫県伊丹市

2. 地域再生計画の名称

伊丹郷町再生計画

3. 地域再生の取組みを進めようとする期間

平成16年4月から平成20年3月31日まで

4. 地域再生計画の意義及び目標

(1) 地域特性(歴史と現状)

清酒発祥の地である伊丹は江戸積み酒造業で栄え、伊丹の酒を表す「丹讓」は上質酒の代名詞となり、將軍家の御膳酒にもなっていた。また、俳諧塾「也雲軒」には諸国の俳人・文人が集まり、伊丹の酒造家に生まれた上島鬼貫は「東の芭蕉、西の鬼貫」と称されるなど、俳諧文化のまちとしても栄えていた。

中心市街地にある柿衛文庫は、東大図書館の『洒竹・竹冷(しゃちく・ちくれい)文庫』、天理大学図書館の『綿屋(わたや)文庫』と並ぶ日本三大俳諧コレクションと称され、美術館や工芸センターなどと一体化した文化ゾーン「みやのまえ文化の郷」として整備されている。そして、同じく中心市街地に位置する文化ホール、音楽ホール、演劇ホールなどの充実した文化施設とともに、文化水準の高い都市を形成している。

しかし、今では酒造会社は3社が残るだけとなるなど、本市の中心市街地も他都市同様、活力を失いつつある。その対応策として、市では平成11年に中心市街地活性化基本計画を、平成13年にTMO構想を策定し、TMOを主体にした活性化施策を展開している。計画の中では、東のJR伊丹駅周辺地域、西の阪急伊丹駅周辺地域、南のサンロード商店街地域、北の宮ノ前地域を4極とし、東西の極を結ぶ市道中央伊丹線と南北の極を結ぶ市道宮ノ前線を2軸に定め、“4極2軸”を施策展開の重点地区としている。

(2) 地域再生計画の意義及び目標

中心市街地活性化計画の施策展開の一つとして、2軸沿道を魅力ある通りにするため、市では商業施設出店に対する補助制度をたちあげ、店舗等の誘致を行っているが、特に、中央伊丹線(歩行者優先道路で、長さ約800m、幅10m)沿道の補助対象部分は、通りそのものが淋しく、商店もまばらで(商店率28.7%)今後、行政や商業者、市民の総合力の元、魅力ある通りに再生することが課題となっている。

商店率…商業・サービス業の店舗長÷全長×100で計算

そこで、本地域再生計画では、中心市街地活性化計画と整合を図りながら、支援措置を活用することによって、民間の創意工夫を引き出し、より効果的に地域経済の活性化を図っていく。具体的には、2軸の交差点である三軒寺前広場（道路区域となっているが、イベントができるスペースとして整備）周辺を中心に幅員の比較的広い周辺道路を使用した、道路上でのイベント開催、オープンカフェ等（ワゴン・屋台、花・緑等含む）の配置、などによってにぎわい創出を図っていく。

さらに、「民間にできることは民間に」との精神から、今後、市民や商業者が主体となって事業展開していく際に、ますます中心的役割を果たすことが期待されるTMOをNPO法人化し、その組織基盤を強化することで業務の拡大を図っていくことが重要だと考える。

NPO法人化したTMOが中心となって ～ を活用し、市民や商業者が連携し、それを行政が支援する仕組みができた時、地域再生の趣旨が実現され、“伊丹”という地域に魅力を感じて店舗出店も進み、新たな雇用も創出され则认为る。

5. 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済社会的効果

平成14年10月にJR伊丹駅東地区にオープンした大型商業施設「ダイヤモンドシティテラス」は、年間1,850万人を集客している。平成15年10月に実施した伊丹市商業動向調査では、その約6割の客（机上の計算で約1,110万人）が市外の方々であるとの結果がでた。市外からの来訪者の1%を東の極方面に誘導しただけでも、年間11万人の来訪者の増加が期待できる。TMOと市、さらには商業者や市民が連携し、協力しながら活性化施策を展開することによって、市内の買い物率を増やすことができ、伊丹郷町の再生＝中心市街地の活性化が図られる。

現在、2軸沿道の商店率は48.4%であるが、伊丹郷町再生計画を含めた様々な施策を実施することによって、商店率60%、新規開業20店舗、100人の新規雇用（1店舗5人の雇用として）を数値目標として設定する。

6. 講じようとする支援措置の番号及び名称

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 201001 | 映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の円滑化 |
| 201002 | 民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化 |
| 211015 | TMOの主体としてNPO法人を追加 |
| 212002 | 道路占用許可弾力化（オープンカフェ等） |
| 230001 | 道路使用許可・道路占用許可の手續改善 |

7. 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

その他事業

大型商業施設「ダイヤモンドシティテラス」の影響を受けている「伊丹郷町」の商店街の活性化コンセプトとして、歴史と文化を生かした魅力あるまちづくりを進めている。

《実施中、完了の事業》

- ・ 宮ノ前再開発事業
- ・ みやのまえ文化の郷整備事業
- ・ 花摘み園
- ・ 誘導サイン設置
- ・ ライトアップ工事
- ・ 商店街活性化事業等補助金制度
- ・ 商業施設誘致補助制度
- ・ TMO 事業（ 6 分野 2 4 事業 ） .etc

《実施予定の事業》

- ・ 伊丹郷町大溝再現工事
- ・ 重要文化財旧岡田家住宅・酒蔵
築 330 年記念事業
- ・ 阪急駅東再開発事業

8. その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特になし

別紙 支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組みの内容、支援措置を受けようとする者及び支援措置を講じようとする日

別紙

1 支援措置の番号及び名称

201001 映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の円滑化

2 当該支援措置を受けようとする者

伊丹市、宮前まつり実行委員会、いたみTMO、商店会組織 等

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

三軒寺前広場は道路区域となっているが、中心市街地の中心地点としてイベント等ができるように整備した場所である。

したがって、今回のイベント等における道路使用許可の円滑化を受けて、今後は本市の毎年恒例行事として親しまれている宮前まつりや蔵まつり、軌道に乗りかけているTMO イベントにおいて、三軒寺前広場や周辺道路に模擬店舗やステージの設置、ふとん太鼓やパレード等の企画・開催を検討することによって、中心市街地の活性化を図る。

なお、上記のイベントの実施にあたっては、当該支援措置により発出された通達に基づき、地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化に努める。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

201002 民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化

2 当該支援措置を受けようとする者

いたみ TMO、商店会組織 等

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

三軒寺前広場は道路区域となっているが、中心市街地の中心地点としてイベント等ができるように整備した場所である。また、阪急伊丹駅（中心市街地の西地域）の2Fデッキも道路区域となっているが、人通りが少ない上に十分な幅員があるため、イベント等を実施するのに適した場所である。

したがって、今回の民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化を受けて、今後は継続的かつ反復的に街の賑わいに資するため、夏にはビアガーデンの実施や、“清酒発祥の地”、“俳諧文化”、“歴史”をPRできるようなものを含めた簡易店舗の設置などを検討し、民間の創意による中心市街地の活性化を図る。

なお、上記の経済活動の実施にあたっては、今後発出される通達の内容に沿いながら、地域の合意に基づいて行うように経済活動の主体者に対して促す。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

211015 TMO の主体として NPO 法人を追加

2 当該支援措置を受けようとする者

いたみ TMO

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

平成 13 年 3 月、伊丹市の認定を受けた「いたみ TMO」は、最高決定機関として「TMO 推進協議会」、役員として「TMO 連絡協議会」、その実行部隊として市民や若手商業者から構成された ITC（伊丹タウンセンター）の 3 重構造により成り立っている。

中心市街地活性化のため、平成 11 年 3 月に策定された「中心市街地活性化基本計画」を受けて、平成 13 年 3 月「いたみ TMO 構想」を策定し、三軒寺前広場等中心市街地での活性化イベントを開催するなど、6 分野 24 事業の施策展開を行っており、中心市街地活性化に大変大きな役割を果たしている。

しかしながら、財政構造が県・市・商工会議所からの補助金が主体となっているため、財政基盤が脆弱であり、無償ボランティアとして活動する場合、個人負担を強いることになっている。活動すればするほど個人負担が大きくなり、将来にわたる活動が制限されることが予想される。NPO 法人化することによって、業務を拡大し、活性化への施策展開、並びに経営体質、組織の強化を図り、実費弁償的な給付ができるような組織体への移行を図る。

なお、政令改正が行われた際には、当該内容に基づき、手続きを順次進めることとする。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

212002 道路占用許可弾力化（オープンカフェ等）

2 当該支援措置を受けようとする者

いたみTMO、商店会組織 等

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

三軒寺前広場は道路区域となっているが、中心市街地の中心地点としてイベント等ができるように整備した場所である。また、阪急伊丹駅（中心市街地の西地域）の2Fデッキも道路区域となっているが、人通りが少ない上に十分な幅員があるため、イベント等を実施するのに適した場所である。

したがって、今回の支援措置により新たに作成される予定である地域活動の円滑化のためのガイドラインを参考しながら、夏にはビアガーデンの実施や、“清酒発祥の地”、“俳諧文化”、“歴史”をPRできるようなものを含めた簡易店舗の設置などを検討し、民間の創意工夫による中心市街地の活性化を図る。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

230001 道路使用許可・道路占用許可の手続改善

2 当該支援措置を受けようとする者

伊丹市、いたみTMO、商店会組織 等

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

三軒寺前広場は道路区域となっているが、中心市街地の中心地点としてイベント等ができるように整備した場所である。また、阪急伊丹駅（中心市街地の西地域）の2Fデッキも道路区域となっているが、人通りが少ない上に十分な幅員があるため、阪急伊丹駅（中心市街地の西地域）周辺を活性化するイベント等を実施するのに適した場所である。

したがって、今回の道路使用許可・道路占用許可の手続改善を受けて、今後はイベントやオープンカフェ等の開催手続きにおいて一方の窓口への一括申請が可能となることで、企画内容の充実化に専念できるようになり、より効果的に中心市街地の活性化が図れる。